

認定団体についての申請要件

他団体の主催の研究会、学術大会等への参加による単位付与について、認定を希望する団体の事務局より申請書を提出してもらい、生涯教育委員会と各ブロックの支部長で審査のうえ、理事会において認めることとする。

認めるにあたり、認定団体の要件として次の項目を必須条件とする。

- 1) 診療情報管理に関連する団体であり、固定された事務局が存在すること。
※事務局が持ち回りの研究会は不可、団体規模も評価する。
- 2) 団体の代表者は日本診療情報管理学会の会員であること、また、構成役員、委員の過半数が日本診療情報管理学会会員であること。
※申請時に役員名簿を本学会事務局に提出する。
- 3) 申請する団体は設立されてから5年以上経過しており、直近5年の間、5回以上の総会もしくは研修会等を実施していること。
※過去5年間の研究会もしくは講習会のプログラム内容を審査する。
- 4) 単位については、各団体が「参加証明書」を発行し、指導者申請時に日本診療情報管理学会事務局に提出すること。
- 5) 単位は次のとおりとする。
 - (1) 研究会、学会等への参加
研修実時間 1時間半以上 4時間まで 0.5点、4時間を超える場合 1点
※1日あたりで算出する
※単位の上限は5点まで
- 6) 日本診療情報管理学会に単位付与が認定された団体の認定期間は2年とする。
- 7) 単位付与が認定された団体は認定期間内に日本診療情報管理学会の趣旨にそぐわないと理事会が判断した場合は認定を取り消すことがある。

- 附則
1. 平成25年3月7日から施行する。
 2. 本改訂の規則は平成25年9月5日から施行する。